

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
対馬市	木坂地区(木坂集落)	2年 12月18日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考) 中間管理機構利用面積 0ha(更新時時点)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域に中心経営体はあるが、農地バンクを活用した集積は進んでいない。将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、中心経営体も高齢化しているため、作業・機械の効率化が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

木坂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、現在耕作している担い手以外から担い手に順次引き継ぎ、農地中間管理事業を活用し、農地の集約化に努める。

認定農業者等の育成や新規就農者、地区外から担い手の受入れ、また組織的な活動を促進することにより、中心経営体の確保に努める。

中心経営体の経営の安定のため、施設の整備や機械器具の導入を促進する。

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。